発行:市川市
編集:企画部広報広聴課
〒272-8501 市川市八幡1-1-1
TEL 047-334-1111
FAX 047-336-2300
ホームページ
http://www.city.ichikawa.lg.jp/

広報いちかわ

防犯対策特別号
●ひったくり・自転車盗・詐欺 あなたの注意が身を守る ……2・3面
●地震に関するお知らせ ……4面

2011年（平成23年） 5月28日（土） 防犯対策特別号

5月21日号の訂正とお詫び

本紙5月21日号7面「生活習慣病予防講座」（気になる!高血圧）の記事中、申し込み・問い合わせ先に誤りがありました。正しくは「☎377-4511健康支援課」でした。お詫びして訂正します。

安心して暮らせるまちへ 安全への取り組み 幅広く

市川市が進めている主な防犯対策事業

- 防犯まちづくり条例の推進
- 防犯まちづくりモデル地区事業
- 青色防犯パトロール推進事業
- 防犯カメラの届け出受理・管理運用
- 街頭防犯カメラの維持管理事業
- 自主防犯活動の支援
- 防犯協会との協働
- ボランティア パトロール
- 犯罪情報の提供

犯罪抑止のため、地域が一体となって防犯活動を展開（宮久保小学校）

協働で進める防犯対策

市は、市民の皆さんに安心して暮らしていただくため、安全への取り組みを幅広く行っています。自然災害への備えに加え、多くの方々との協働により進めている防犯対策もその一つです。今号は「防犯対策特別号」として、体感治安の改善と防犯意識の高揚を目指して行っている内容をまとめてお知らせします。本紙2～3面では、身を守るため普段から注意していただきたいことの紹介や、ご協力のお願いを掲載いたしました。また、4面には地震に関するお知らせを掲載いたしましたので、ご覧ください。（防犯課）

体感治安の改善目指し 市民・警察・市が協力

犯罪のない安全なまちは、私たちみんなの願いです。市は、防犯まちづくり条例（平成17年4月1日施行）に基づき、市民や地元企業、警察などの役割を明確にして、力を合わせて犯罪抑止の活動を展開しています。

また、市は、この条例施行前から警察や地域との連携により防犯活動を続けてきました。市川市の刑法犯認知（犯罪発生）件数のピークは、平成14年に記録した14,145件でした。これに対し、モデル地区の設定やパトロール、防犯カメラの運用など、様々な活動を展開し、平成22年には6,508件まで減少しました。平成14年と比べ、7,637件54%減の成果を挙げています。

潜む犯罪 注意深い行動を

一方、「ひったくり」の件数において、昨年千葉県は全国ワースト1位という不名誉な結果でした。この中で、市川市は千葉市、船橋市に次いで県内3番目の件数でした。金品を無理やり奪う卑劣な犯罪である「ひったくり」は、年々減少傾向にありますが、いつまた増加に転じるか予断を許さない現状です。

このほか、自転車や自動車・オートバイの盗難、空き巣、振り込め詐欺など、身の回りに潜む犯罪は、枚挙にいとまがありません。市は、今後も多くの方々と力を合わせ、防犯対策を積極的に進めてまいります。どうぞ皆さん、犯罪被害に遭わないよう注意深い行動を心掛けてください。一人一人の心掛けが重要です。市は、引き続き「安全・安心なまちづくり」に努めてまいりますので、多くの方のご協力をお願いいたします。

罪種別犯罪発生状況（市川市内平成22年）

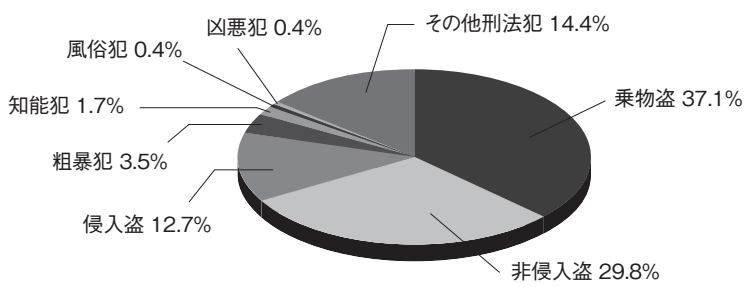

刑法犯認知（犯罪発生）件数の推移（市川市内）

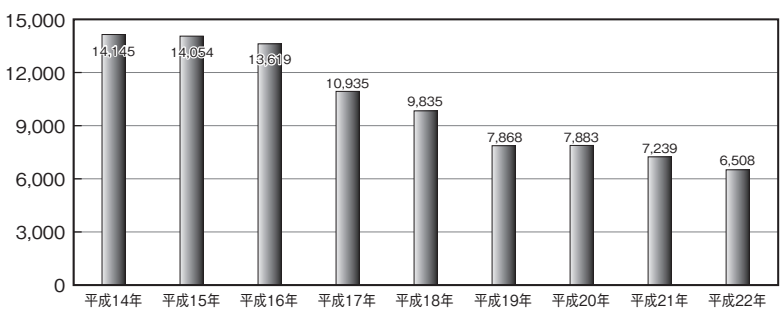

- 刑法犯認知件数（警察で認知した刑法に係る犯罪の発生件数）
- 粗暴犯（暴行、障害などの暴力による犯罪）
- 凶悪犯（強盗など）
- 侵入盗（空き巣、忍び込み、事務所荒らしなど、建物に侵入し金品を盗む犯罪）
- 非侵入盗（万引き、車上狙い、ひったくりなど、侵入を伴わず金品を盗む犯罪）
- 乗物盗（自動車、オートバイ、自転車などを盗む犯罪）

防犯対策に関する問い合わせは ☎334-1129 FAX336-8046 防犯課へ

平成23年度から深夜を含め毎日巡回活動を行っている青色防犯パトロール

ひったくり・自転車盗・詐欺 あなたの注意が身を守る

市や警察は、市民の皆さんとの協働による防犯活動の結果、昨年の市内犯罪件数は平成14年と比べ54%減少しています（1面グラフ「刑法犯認知（犯罪発生）件数の推移」参照）。今後、引き続き減少させ、体感治安を高めるためには、一人一人が暮らしの中での注意を怠らないことが大切です。あなたの注意が身を守ります。ここで紹介するポイントの実践をお願いいたします。

ひったくり

昨年、千葉県内のひったくり被害件数は2,188件で、大阪府の2,136件を上回って都道府県別で全国ワースト1位という結果でした。特に高齢者や女性などが狙われやすく、金品を奪われるだけでなく、転倒して大けがを負うケースも出ています。自治会や警察、行政が力を合わせてひったくり対策に努めていますが、それだけでは限界があります。自分は被害に遭わないだろうと思わず、日頃から注意を怠らないようお願いします。

○バッグなどはタスキ掛けする
○荷物は道路と反対側に持つ
○背後でのバイク音などに対し振り向く
○自転車運転時、前カゴにカバーをする

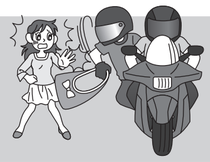

振り込め詐欺

電話をかける人とお金を取りに来る人が違ったり、慌てさせて冷静になる間を与えない、キャッシュカードをだまし取るなどの手口が増えています。警察や銀行員が自宅にカードや現金を取りに来ることはありません。十分ご注意ください。

○不安を感じたら、相手が名乗った家族や警察、金融機関などへ連絡し、事実を確認する
○詐欺だと判明したら、直ぐに110番通報する

自転車盗

犯罪の中でも最も多発しているのが自転車盗です。昨年の市内刑法犯認知件数6,508件のうち、28.9%1,883件を占めています。このうち約4割が無施錠で被害に遇っています。自転車の利用に当たっては、次のことに気をつけてください。

○駐輪時は、複数の鍵をかける
○路上駐輪はせず、指定された駐輪場所を利用する

義援金詐欺

東日本大震災への義援金に関し、皆さんの善意を裏切る卑劣な詐欺が横行しています。その主な手口は、

○市役所職員を名乗り、一般家庭を訪問して直接現金を受け取る
○実在する募金団体名をかたってFAXで勧誘文書を送り、指定口座に振り込ませる
○「東京地震情報局」なる架空団体や市役所の職員を名乗って電話を掛け、指定口座に振り込ませる

などが報告されています。電話があったところへ募金するといった受動的な対応でなく、職場や公共機関を通して能動的に募金して頂くようお願いします。

地域の安全守る活動にご協力を

ボランティアパトロールに登録を

ジョギングや買い物などで外出する際、オレンジ色の帽子を身につけてパトロールを兼ね、犯罪の抑止にご協力いただきます。また、活動中に挨拶を励行していただいて地域コミュニティの醸成を図り、防犯に強いまちづくりにご協力いただきます。

対象 市内在住・在勤・在学の18歳以上で、週1回以上活動できる方
申し込み 市役所防犯課、行徳支所総務課、大柏出張所、南行徳市民センターで住所・氏名・連絡先等を登録し、傷害保険に加入（費用負担はありません）

5人以上の団体に防犯物品を提供

市は、懐中電灯や拡声器など、地域の安全を守る活動に必要な防犯物品を自治会や町会に提供しています。これに加え、自主的に防犯活動を行う5人以上の団体に対しても、構成員の人数に応じて防犯物品を提供しています。

対象 市内在住・在勤・在学の5人以上で構成される自主防犯活動団体
提供品 帽子、腕章、たすき、蛍光ベスト、赤色停止棒、拡声器、拍子木、のぼり旗、のぼり旗用ポール、懐中電灯（構成人数に応じた限度額の範囲内で選択）
申し込み 「市川市自主防犯活動団体届出書」に構成員・実施計画・防犯物品譲与申請書を添えて市役所防犯課

市川市の防犯対策

防犯まちづくり条例の推進

「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」により、市、市民、自治会等、事業者の役割と市の基本的な施策を定め、地域全体で防犯活動への取り組みを進めています。

防犯まちづくりモデル地区事業

小学校区ごとに防犯モデル地区として選定し、関係者が協働して防犯に配慮した環境の整備・管理を含めた地域における防犯まちづくりの促進を図っています。これまでに鬼高小学校区、曽谷小学校区、福栄小学校区、稲荷木小学校区を選定しています。

青色防犯パトロール推進事業

平成23年度は青色防犯パトロール専用車両4台中3台を委託化し、犯罪が多発する深夜時間帯に合わせ、毎日午前1時までパトロールを行って、犯罪の抑止と市民の体感治安の向上に努めています。民間団体に対しては、研修会や合同出動式の開催により防犯意識の高揚を図るとともに、新たに活動する際には支援を行い、市内のパトロールの強化を図っています。

防犯カメラの届け出受理・管理運用

「市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例」に基づき、公共の場所に向けて防犯カメラを設置する団体の届け出を受理するとともに、運用状況について公表します。

街頭防犯カメラの維持管理事業

平成17年度から22年度にかけて設置された234台の街頭防犯カメラの維持管理を行いながら、ハード面から街頭犯罪の抑止と市民の体感治安の改善に努めています。

自主防犯活動の支援

自治会等で防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の無償供与を含めた支援を行い、活動の更なる活性化を目指しています。

防犯協会との協働

市川防犯協会及び行徳防犯協会と協働して、防犯指導員に対する研修や犯罪発生情報の提供、並びに防犯協会の組織の充実・活動の活性化を図っています。

ボランティア パトロール

ボランティアの登録者にオレンジ色の帽子を貸与し、買い物や散歩、外出の際に身につけてパトロールの役割を担っていただき、犯罪の抑止と防犯意識の向上、地域コミュニティの醸成を図っています。

犯罪情報の提供

警察からの情報提供に基づき、市公式Webサイト（ホームページ）へ掲載しています。また、市川市メール情報サービスでも配信しています。

機敏な対応で安全支える移動交番 市川・行徳の各警察署に配備

事件や事故の発生が多い地域や、既存の交番から遠い地域などを専用の車で巡回する移動交番。昨年度までは市川警察署のみの配備でしたが、今年4月から行徳警察署にも配備され、機敏な対応で地域の安全を支えています。

移動交番に関するお問い合わせは
☎370-0110 市川警察署地域課
☎397-0110 行徳警察署地域課

地域に安全・安心を届ける移動交番（南行徳公民館）

地震に関するお知らせ

東日本大震災では、多くの方々が被災し尊い生命や貴重な財産が失われました。現在でも余震が続いています。被害を避けるため、次のことにお気をつけください。

地震の備えは大丈夫ですか

①負傷しないよう、家具類の転倒防止を

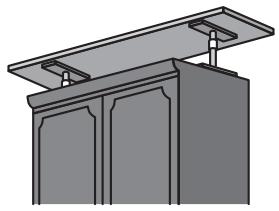

家具類が倒れたり、飛んで来た本や食器類により大けがをしたり亡くなることもあります。転倒防止は身を守る重要な対策です。自分でできない場合は専門家に相談しましょう。
【市では、高齢者、障害者への助成をしています】

②建物は大丈夫?建物の耐震診断と必要な補強を

間取りや階層によっても異なりますが、特に、昭和56年以前の建物は要注意です。専門家に耐震診断などの相談をしてみましょう。
【市では、耐震診断、耐震改修に助成をしています】

③家族の安否確認方法を

災害発生時は、携帯電話が長時間不通になります。外出中の家族の安否確認の方法を決めておきましょう。
【NTTの災害伝言ダイヤル171が活用できます】

④ガス、水道、電気が止まります。3日分の備蓄を

ガス、水道、電気が無いことを想定して、必要な備品を準備しておきましょう。水、食料、簡易トイレなどは最低3日分を。医薬品や懐中電灯、携帯ラジオ、子ども用品などを用意し、持ち出し品はリュックに入れて分かりやすい場所に。

⑤外出中は慌てて行動せず、被災状況をまず把握しましょう

交通機関が不通になります。帰路の被災状況が分からないまま行動すると大変危険です。慌てて行動せず、正しい情報を得て慎重に行動しましょう。勤務先、通学先に災害時帰宅用品の準備があればより安心です。

地域の支え合いで被害を減らす

いざという時に頼りになるのは、ご近所の力です。

①日頃からお隣、ご近所と親しくしておきましょう

万一の時は、近所同士で声を掛け合い、助け合うことが重要です。日頃から挨拶するなど、親しくしておくよう心掛けましょう。

②地域の防災訓練に参加しましょう

防災の心得が役立ちます。地域の防災訓練には積極的に参加し、防災知識を学びましょう。地域の方々と親しくなる機会でもあります。
【地域の自治会に自主防災組織が設置されています】

地域で行われる防災訓練では、防災知識を学ぶとともに住民同士の連携も確認(百合台小学校)

③地域で支え合い、助け合いましょう

災害発生直後は初期消火・安否確認・救助・要援護者支援などの活動に、被災生活時は避難所運営・物資提供・心のケアなどに、復旧復興時はまちづくり提案などに地域の力が発揮されます。

市川市の災害時の緊急情報を知ることができます

- 市公式Webサイト(市ホームページ)
- メール情報サービス(緊急情報) ※登録が必要です。
  info@city.ichikawa.chiba.jp
  または右のQRコードから空メールを送信し、受信メールに記載されているURLをクリックしてください。配信項目は、登録後に変更できます。メールの受信には通信料がかかります。
- いちかわケーブルネットワーク(CATV) アナログ9ch/デジタル11ch
- 防災行政無線

市川市の助成制度(担当課にご相談ください)

■ 住宅の耐震補強 (☎704-0274 建築指導課)

①耐震診断助成制度

昭和56年5月31日以前に建てられた市民の方が所有し居住している住宅を耐震診断士によって調べてもらう場合に、市がその費用の一部(3分2)を助成します。[上限額:木造二階建て住宅8万円、分譲マンション100万円]

②耐震補強工事助成制度

耐震診断の結果、耐震性が低い住宅の補強工事を行う場合に、市がその費用の一部を助成します。[上限額:木造住宅1戸当たり40万円、分譲マンション1棟当たり1,000万円]

③耐震改修促進税制

耐震改修を行った時は、所得税の控除、固定資産税の減額(固定資産税課)が受けられます。

■ コンクリートブロック塀等除去・生け垣化

(☎704-0274 建築指導課/☎318-5760 市川市緑の基金・水と緑の計画課)

ブロック塀の倒壊による負傷防止と道路の通行確保のために、市が道に面した危険ブロック塀の除去・改修費用または生け垣化の費用の一部を助成します。[撤去1万円/メートル、撤去+設置2万円/メートル、生け垣1万5千円/メートル、補強10万円/1戸]

■ 家具類の転倒防止

(☎334-1151 高齢者支援課/☎334-1168 障害者支援課)

市が65歳以上の高齢者の非課税世帯及び障害者の非課税世帯(障害種別など一定の条件があります)を対象に転倒防止器具を取り付ける費用の一部を助成します。[上限:1万円]

■ 住宅用火災警報器の給付・設置 (☎334-1152 地域福祉支援課)

65歳以上の高齢者の非課税世帯を対象に必要に応じて煙感知式火災警報器と台所用警報器を給付及び設置します。[無料]

※この他、現在安心をお届けする制度づくりを検討しています。

災害対策に関する問い合わせは ☎334-1507/FAX336-8046 危機管理課へ